令和８年度愛媛県介護支援専門員安全確保対策同行支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　県は、令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（令和７年度補正予算分）交付要綱（令和８年７月29日厚生労働省発老0729第３号）、令和８年度（令和７年度からの繰越分）地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業実施要綱（令和８年７月30日老発0730第９号）及び愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所（市町が設置する事業所を除く。）が行う介護支援専門員安全確保対策同行支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で令和８年度愛媛県介護支援専門員安全確保対策同行支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、介護支援専門員が安心して働けるよう安全確保を図る。

（補助金の対象事業等）

第２条　補助金の対象事業、補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

（交付額の算定方法）

第３条　この補助金の交付額は、別表の第１欄に掲げる事業ごとに、同表の第２欄に定める補助基準額と同表の第３欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第４条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

⑴　事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

⑵　事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

⑶　事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

⑷　知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑸　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

⑹　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

⑺　この補助金に係る補助対象経費について、他の補助金等と重複して交付を受けてはならない。

（補助金の交付申請）

第５条　交付の対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）
第６条　知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに交付の対象者に通知するものとする。
（補助事業の変更承認申請）
第７条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者という。」は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第２号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
（補助事業の中止及び廃止）
第８条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。
（実績報告）
第９条　補助事業者は、原則、補助事業完了後１箇月以内又は当該年度の２月末日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第４号）の実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
（補助金額の確定）
第10条　知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。
（補助金の請求）
第11条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第５号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
（補助金の交付）
第12条　知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。
（補助金の返還等）
第13条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
⑴　この要綱に違反した場合
⑵　この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があった場合
⑶　補助金交付の条件に違反した場合
⑷　補助事業の実施について不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
（その他）
第14条　特別の事情により第３条、第５条、第７条及び第９条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、令和８年11月11日から施行する。
（この要綱の失効）
２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

（この要綱の失効に伴う経過措置）

３　第９条から第14条の規定は、令和９年３月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においても、なおその効力を有する。

別表（第２条関係）

１　対象事業	２　補助基準額	３　補助対象経費
⑴　利用者宅訪問への同行支援事業	１事業所あたり30万円 （消費税額及び地方消費税額を除く。） 利用者宅訪問への同行支援（１事業所につき30回まで） ①　中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 ・　30分未満の同行支援１回につき3,500円 ・　30分以上の同行支援１回につき5,000円 ②　中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合 ・　30分未満の同行支援１回につき2,500円 ・　30分以上の同行支援１回につき4,000円 警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービス導入経費	利用者宅訪問への同行支援に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費
⑵　同行者確保のための広報活動に関する支援事業	１事業所あたり20万円 （消費税額及び地方消費税額を除く。）	同行者確保のための広報活動に関する支援に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料並びに備品購入費